

令和5年6月議会定例会  
会議録

公立岩瀬病院企業団

令和5年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

令和5年6月29日（木曜日） 午後2時00分 開議

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 報告第1号 専決処分の報告について

第4 報告第2号 令和4年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の繰越について

出席議員（8名）

---

3番 安藤礼子	4番 斉藤秀幸	5番 大和田宏	6番 小野裕史
7番 深谷政憲	8番 熊谷勝幸	9番 大河原正雄	10番 石堂正章

---

遅参通告議員

---

欠席議員

1番 菊地大介	2番 小山克彦
---------	---------

---

説明のため出席した者

企業長	宗形 充	院長	土屋貴男
副院長兼看護部長	伊藤恵美	事務長	塩田 卓
事務次長兼医事課長	有賀直明	総務課長	續橋彰夫

---

午後2時00分 開会

○議長（石堂正章君）

皆さん、こんにちは。

ただ今より令和5年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、菊地大介議員、小山克彦議員であります。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が、提出されております。

印刷の上、お手元に配布いたしておりますので、ご了承願います。

これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、7番深谷政憲議員、8番熊谷勝幸議員、9番大河原正雄議員を指名いたします。

日程第3、報告第1号から日程第4、報告第2号を一括して議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

企業長。

○企業長（宗形充君）

本日ここに、公立岩瀬病院企業団議会6月定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には何かとご多用の中、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

今期定例会におきましては、ただ今議題となりました報告議案2件について、ご審議をいただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ちまして、前定例会以後の病院事業について、主なものをご報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

5月8日に感染症法上の分類が5類へ移行したことから、院内での対応も一定の制限の緩和を進めております。

これまで感染防止の観点から行ってまいりました、入院患者さんへの面会制限につきましては、4月17日から親族の方を対象に、少人数、短時間での面会を可能とし、立ち合い分娩につきましても、5月1日から順次、再開に向けて取り組みを進めるなど、段階的に感染防止のための措置を緩和しているところです。

また、即応病床の稼働状況につきましては、4月の下旬から5月の中旬までは陽性患者の入院がない状態が続き、感染は落ち着いた印象でしたが、5月18日から再び陽性患者の入院受入れが発生し、本日までに16名の入院患者を受け入れております。

5月8日からは補助対象病床数も病棟の全病床であった48床から、即応病床一床に対して、認められる休止病床も一床までと改められ、即応病床20床と休止病床20床の併せて40床に減少となりました。

また、補助対象病床に対する補助金につきましては、5月7日までは一床当たり一日71,000円であった補助単価が、5月8日からは36,000円に減額されており、対象期間も現段階では9月末日までとされております。

今後、即応病床数を減少させる見直しなども想定されており、該当する補助金は大幅に減額となる見込みであります。

当院は県中地域唯一の第2種感染症指定医療機関としての役割を担ってきておりますことから、今後も県内における感染症対策の医療体制の中で役割を果たしていく考えであります。

次に、医師体制についてであります。今年度の増減としまして、消化器内科医師1名と初期臨床研修医2名が増員となりましたが、小児科医師1名が減員となり、三浦名誉院長が当院での勤務を終えられたため、常勤医師は1名の増となり、準常

勤医師を常勤換算した総数として40名の体制となっております。

ここで小児科の診療体制についてご報告いたします。繰り返しになりますが、小児科の常勤医師は4名体制だったものが、今年度は1名減となる3名体制に変更になりました。福島医大医局員の人員構成の変化から減員となっております。

さらに、当院に勤務する小児科医師1名がご本人の事情により、7月いっぱいまで当院を退職されることとなりました。

後任の人事につきましては、大学医局にお願いしておりますが、現時点ではまだ着任が決まっていないため、7月4日から当面の間、毎週火曜日の小児科外来診療を休診させていただき対応といたします。

小児科診療において当院は、一般入院患者の診療に加えて、NICU（新生児集中治療室）3床、GCU（新生児回復室）6床の周産期医療への対応や、乳幼児検診事業などを継続して担っていく必要があります。外来診療の一部については、地域の小児科標榜医の先生方などへの受診をお願いするかたちを取らざるを得ない状況となっております。

火曜日の外来再開も含め、小児科医療の充実のため、引き続き医師招聘に努めて参ります。

次に令和4年度の病院事業会計 決算見込みについて申し上げます。

4年度実績として入院患者数は、59,504人、前年度比4,101人の減、病床稼働率が58.4%となりました。

入院診療単価は新型コロナウイルス感染症患者の受け入れや、泌尿器科部長の着任で、手術適応の診療範囲が広がるなどしたため、平均の診療単価は55,200円となり、前年度対比では2,421円の増となりましたが、患者数の減少の影響が大きかったことから、入院収益決算見込額は32億8,461万円余となり、前年度との比較では7,239万円余りの減収となっております。

外来患者数は、96,898人となり、前年度比874人の増、外来収益決算見込額は、13億4,257万円余となり、前年度との比較では、1,547万円余りの増となりました。

この結果、健診等収益も含めた医業収益の決算見込額は、前年度比、1億3,227万円余り減となる、54億7,010万円余となったところです。

一方で、世界情勢の変化などから物価が高騰しており、材料費や光熱費、燃料費

の支出が増加しております。

また、感染症対応手当や看護職員の処遇改善などのための給与費も増額しており、医業費用決算見込額は、前年度比、1億7,150万円余の増となる、63億7,170万円余となりました。

医業外損益では、2,440万円余の収益を見込んでおり、この結果、経常損益段階では、8億7,719万円余の大幅な損失計上となる見込みです。

なお、今期決算では前年度と同様に、感染症確保病床の補助金を特別利益として、10億円余り計上することとしているため、これらを合わせた最終の年度純損益は、3億3,819万円余りの利益計上なる見込みであります。

令和4年度決算につきましては、今後、公認会計士の意見を伺った上で監査委員による監査を経て、企業団議会9月定例会に提出することとしております。

最後に、病院機能評価の受審についてであります。当院の医療の質や水準を客観的に把握し、さらなる質の改善や地域からの信頼を確かなものとするため、去る6月7日、8日に、公益財団法人 日本病院機能評価機構が実施する病院機能評価を受審しました。

88項目からなる各審査項目について、求められる水準を達成するために、約1年をかけて準備を進めてまいりました。

今回の取り組みを通じ、院内の業務内容をそれぞれの立場で見つめ直し、客観的な評価により、求められる病院機能を十分発揮できるように、改善に取り組んで参りました。

受審結果は約2か月後に明らかになりますが、このような取り組みを継続していくことで、当院の医療の質や職員の意識がさらに向上していくものと期待しております。

当院を取り巻く医療環境は、引き続き厳しいものがありますが、公的基幹病院として、地域医療の中で役割を果たして参りたいと考えております。

以上、病院の現状について主なものを申し上げましたが、提出議案に係る提案理由につきましては、事務長から説明申し上げますので、慎重なご審議をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石堂正章君）

事務長。

○事務長（塩田卓君）

只今議題となっております、報告第1号及び、報告第2号について、提案理由をご説明いたします。

まず、報告第1号、「専決処分の報告について」であります。

専決処分いたしましたのは、専決第2号、「福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について」であります。

内容等につきましては、次の頁、専決第2号をご覧ください。

これは、田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、同組合規約を変更する必要があることから、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議があり、異議がない旨を回答するにあたり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された企業長の専決処分事項として、令和5年4月13日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第2号、「令和4年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の繰越について」であります。

これは、令和4年度予算のうち、建設改良費の災害復旧事業について、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、病棟内への立ち入りが困難な時期などがあり、当初予定の工期内の竣工が困難となったため、地方公営企業法 第26条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することとしたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告するものです。

詳細等につきましては、報告第2号の裏面にございます 「令和4年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算繰越計算書」をご覧ください。

1款、資本的支出、2項、建設改良費の中の、災害復旧事業の予算計上額、2,325万円のうち、年度内に支払い義務の発生した330万円を除いた、1,995万円を令和5年度に繰り越して使用するものです。

本事業は、令和4年3月16日 福島県沖地震災害復旧事業として、国庫補助の補助率が1/2となっており、残りの事業費は公営企業災害復旧事業債の借入れを

想定しておりますが、工事が完了していないため、国庫補助金の額が確定しておらず、財源内訳としては自己財源として損益勘定留保資金等として記載しております。

報告第1号及び報告第2号の議案2件につきまして、提案理由を説明させていただきました。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（石堂正章君）

これより、報告第1号「専決処分の報告について」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石堂正章君）

「質疑なし」と認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

本件については、これにてご了承願います。

○議長（石堂正章君）

次に、報告第2号「令和4年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の繰越について」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番深谷政憲議員。

○議員（深谷政憲君）

只今議題となっております報告第2号について何点か質疑させていただきます。

まず、災害復旧事業の主な工事内容について伺いたい。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響で、工期が延長となったということですが、工事完了の見込みとしてはいつ頃を予定しているのか伺いたい。

また、支払義務発生額として330万円となっておりますが、こちらは前払金（前渡金）のようなものなのか、それとも実際に完了した工事分の支払いなのか伺いたい。

○議長（石堂正章君）

ただ今の7番深谷政憲議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長。

○事務長（塩田卓君）

今回の災害復旧事業は、令和4年3月発生の地震に対する復旧工事となっております。



ます。実際の工事内容としましては、内外装の修繕工事や設備の修繕工事などとなっております。

工事完了見込みとしては、年内をかけて完了する見込みとなっており、工事完了後、令和5年度の災害復旧事業債の借入れ等を進めていく予定です。

また、前渡金などは対応しておらず、支払額の330万円は実際に工事が完了した部分への支払額となっております。

○議長（石堂正章君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

「質疑なし」と認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

本件については、これにてご了承願います。

○議長（石堂正章君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和5年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

令和5年6月29日 午後2時22分 閉会